

上級免許状「検定」出願書類

【対象免許状】

- ・ 栄養教諭免許状（栄養教諭の勤務経験を活用）・・・ 別表第6-2
（学校栄養職員の勤務経験を活用）・・・ 附則第17項

【出願免許状】

- 1 教育職員検定願
- 2 履歴書
- 3 人物に関する証明書（所属長が記入し、親展扱いとする）
- 4 実務に関する証明書（所属長が記入する。休職の期間は通算しないこと。）
- 5 次の書類のうち該当するもの
 - ① 基礎となる教員免許状
別表第6-2の場合、又は附則第17項の表備考第2号に該当する場合は、「基礎免許状」の原本、又は表裏の写しに所属長の原本証明をしたもの。ただし、基礎免許状は有効なものであること。期限切れ等により失効した免許状を基礎免許状とすることはできない。
※他都道府県で授与された免許状を紛失した場合は、当該都道府県教育委員会発行の教員免許状授与証明書でも可。石川県で授与された免許状を紛失した場合は、免許状の種類、番号、授与年月日、教科等できるだけ詳しく記載した書面を提出すれば当教委で原簿を確認する。
 - ② 基礎となる免許証
別表第6-2備考に該当する場合は「管理栄養士免許証の写し」を、附則第17項で1種免許状を受ける場合は「管理栄養士免許証の写し」又は「管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書の原本、及び栄養士免許証の写し」を、附則第17項で2種免許状を受ける場合は「栄養士免許証の写し」を提出すること。（写しは所属長が原本証明をしたもの）
- 6 学力に関する証明書（開封無効、教員免許出願用のもの。）
- 7 誓約書
- 8 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は婚姻届受理証明書
（5、6の氏名又は本籍地都道府県名が現在と異なる場合のみ添付。）
- 9 使用料（手数料）納入票
（出願免許1枚につき、石川県証紙（北國銀行で取扱）5,000円分を、納入票1枚に貼付。
複数の免許状を出願の場合は、出願枚数分の納入票を提出してください。
県外在住者で石川県証紙を購入できない場合は、郵便為替（郵便局取扱）でも可。）
- 10 返信用封筒
（免許状の郵送を希望する場合は、角形2号の返信用封筒に宛先を明記し、切手490円分を貼付したものを同封する。（簡易書留で返送する。））

【備考】

- I 「検定」による免許状の取得の場合、所定の勤務経験が必要となりますのでご注意ください。
- II 出願書類は1から順に揃えて提出してください。
- III 次を経由し出願してください。
 - ・ 小、中学校勤務者 … 学校長→市町教委→教育事務所→県教委
 - ・ 県立学校勤務者 … 学校長→県教委
- IV 提出書類（3、4）中「人物証明責任者」及び「実務証明責任者」とは次の者をいう。
 - ・ 市町立学校勤務者…市町教育委員会 ・ 県立学校勤務者…県教育委員会（記入不要）
 - ・ 国立学校勤務者…大学の学長 ・ 私立学校勤務者…学校を設置する学校法人の理事長

【問い合わせ・提出先】

〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎17階
石川県教育委員会事務局教職員課 免許・法制グループ

TEL：（076）225-1819 FAX：（076）225-1824

様式第5号（第12条関係）

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会 様

本籍地都 道府県名		ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和・平成	年	月 日
連絡先住所 電 話 番 号 携帯電話可	〒 所 住 所 電話番号（ ）		

下記の免許状を教育職員検定により授与願います。

免 許 状 の 種 類	教科・領域名（教科は中高・領域は特支のみ）
教諭 免許状	
教諭 免許状	
教諭 免許状	
教諭 免許状	
教諭 免許状	

様式第6号

[親展書]

人物に関する証明書

受けようとする 免許状の種類				勤務校名 又は住所		
				氏名		
校 長 の 評 定	評定事項	優 秀	良 好	普 通	やや不十分	不十分
	教 育 愛					
	健 康					
	明 朗 性					
	視 野 の 広 さ					
	指 導 力					
	責 任 感					
	研 究 心					
	協 調 性					
	能 率					
	信 頼 感					
上の評定欄中やや不十分以下の評定がある場合、その具体的理由及びその他の所見						
人物証明責任者の所見						

事実と相違ないことを証明します。

年 月 日 所属長 (学校長)



年 月 日 人物証明責任者



様式第3号（第11条関係）

誓約書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。

教育職員免許法第5条第1項

（3）禁錮以上の刑に処せられた者

（4）第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

（5）第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

（6）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏名

別記様式第1号（第4条関係）

使用料（手数料）納入票						
申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
年度・会計	年度 一般会計	款 8	項 2	目 10	節 1	附記 1
		金 額			¥5,000-	
	納入理由	検定手数料	※ 納 人	住 所 氏 名		
(証紙よりつけ欄)						
<p>注意 1 証紙よりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。</p> <p>2 ※印箇所は、納人が記入してください。</p> <p>3 国の収入印紙と混同しないでください。</p> <p>4 自己の印章等で割印しないでください。</p> <p>5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。</p>						